

(仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)について

1 制定背景等

(1) プラスチックごみ問題

プラスチック製品は、使い捨てにされるものも多く、ポイ捨てなどにより雨や風によって河川に入り、海に流出してしまう。これらプラスチックごみは、木津川、古川、青谷川や長谷川など身近な河川だけでなく、地球規模での海洋汚染の原因となり、生態系等に悪影響を及ぼしている。

身の回りのごみを「ポイ捨て」せず正しく処理することは、プラスチックごみ等の海洋流出を防ぐためにも不可欠であり、持続可能な開発目標(SDGs)の「つくる責任つかう責任」、「海の豊かさを守ろう」の達成に向け、市、市民等、市民団体及び事業者のパートナーシップによるさらなる取組を進める必要がある。

(2) 交流人口、関係人口の増加

新名神高速道路の開通や(仮称)京都城陽プレミアム・アウトレットの開業、次世代型物流拠点の整備等、交流人口や関係人口の増加が見込まれる状況を踏まえ、城陽を訪れる多くの人々にも「きれいなまち・美しいまち城陽」を体現してもらうよう、環境教育・啓発活動を行い、さらなる環境意識の向上に結び付けたい。

(3) 良好な生活環境の確保

ボランティア等による市内クリーン活動等の浸透により、ごみのない美しいまちづくりが進展しているが、ポイ捨てによるペットボトル等、レジ袋等及び吸い殻等のごみは未だ存在しており、良好な生活環境の確保を図るため、さらなる環境美化の推進に努めなければならない。

2 条例の概要

(1) 目的

市、市民等、市民団体及び事業者が一体となって清潔できれいなまちの美化を推進するため、生活環境に影響するペットボトル等、レジ袋等及び吸い殻等、その他のごみのポイ捨ての防止について必要な事項を定めることにより、快適で住みよい生活環境の確保に資するとともに地球規模での海洋汚染につながるプラスチックごみ等の投棄を抑止することを目的とする。

(2) 定義

次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- ・ポイ捨て⇒ペットボトル等、レジ袋等及び吸い殻等のごみを定められた場所以外の場所にみだりに捨て、又は放置することをいう。
- ・ペットボトル等⇒ペットボトル、空き缶、空き瓶、紙パックその他飲食物等又は物品を収納する容器をいう。
- ・レジ袋等⇒レジ袋、プラスチック製容器包装、包装紙、チューインガムのかみかす、印刷物、紙くず、紙袋その他飲食物等又は物品を収納する袋をいう。
- ・吸い殻等⇒紙巻たばこ、葉巻、加熱式たばこその他喫煙による吸い殻又はパイプ用品をいう。
- ・市民等⇒市内に住所を有する者、市内に勤務する者、若しくは在学する者又は市内に滞在する者、若しくは市内を通過する者をいう。
- ・市民団体⇒主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- ・事業者⇒市内で事業活動を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- ・関係機関⇒市の区域を管轄する行政機関をいう。
- ・公共の場所⇒市内の道路、河川、公園、広場その他不特定多数の者の用に供する場所をいう。

(3) 市の責務

- ① 市は、ポイ捨て防止のために必要な施策の実施に努めるとともに、

市民等、市民団体及び事業者のまちの美化に対する意識を高め、その主体的な活動を支援するように努めなければならない。

- ② 市は、海洋汚染につながるプラスチックごみに係る問題について、市民等、市民団体及び事業者に対して啓発し、必要な施策を実施するものとする。
- ③ 市は、関係機関に対し、ポイ捨て防止のために必要な措置及び協力を要請するものとする。

(4) 市民等の責務

市民等は、日常生活において環境の美化に努めるとともに、ポイ捨て防止のために市及び関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(5) 市民団体の責務

市民団体は、日常活動において環境の美化に努めるとともに、ポイ捨て防止のために市及び関係機関が実施する施策に協力し、環境の美化に関する情報提供や、環境教育及び学習の機会の提供に努めなければならない。

(6) 事業者の責務

事業者は、ポイ捨て防止のために市及び関係機関が実施する施策に積極的に協力するとともに、事業所及びその周辺を清潔に保ち、従業員に対し、環境の美化に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(7) ポイ捨ての禁止

市民等は、ペットボトル等、レジ袋等及び吸い殻等のごみを持ち帰り、又は回収容器、吸い殻入れ等に投入することなくして、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(8) 回収容器の設置等

自動販売機により飲食物等又は物品を販売する者は、その隣接する場所に回収容器を設置し、適正に管理するとともに、周辺の美化及び再資源化に努めなければならない。

(9) ポイ捨て防止の重点区域の指定

- ① 市長は、ポイ捨ての防止を図るために特に必要と認める区域をポイ捨て防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。
- ② 市長は、必要があると認めるときは、重点区域を解除し、又は変更することができる。
- ③ 市長は、重点区域を指定し、解除し、又は変更したときは、その旨及び区域を告示する。

(10) 指導

- ① 市長は、ポイ捨てを防止するために必要な指導を行うことができる。
- ② 市長は、ポイ捨ての禁止に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を指導することができる。

(11) 勧告

市長は、正当な理由がなく指導に従わなかった者に対し、当該指導に従うよう勧告することができる。

(12) 命令

市長は、勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定め、その勧告に従うよう命ずることができる。

(13) 過料

次のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- ・重点区域内においてポイ捨ての禁止の規定に違反した者で、正当な理由がなく指導に従わなかった者
- ・重点区域以外において命令に従わなかった者

(14) 委任

条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

3 施行期日

令和6年(2024年)4月1日から施行する。

4 取組スケジュール

令和4年10月18日	廃棄物減量等推進審議会へ報告 「(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例の制定について」
令和5年 2月10日	環境審議会へ報告 「(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例の制定について」
27日	市議会へ報告 「(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例について」
6月 6日	廃棄物減量等推進審議会へ報告 「(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)について」
12日	市議会へ報告 「(仮称)城陽市ポイ捨て禁止条例(骨子案)について」
7月～ 8月	パブリック・コメントの実施
10月～11月	廃棄物減量等推進審議会へ報告 環境審議会へ報告
12月	市議会へ条例案を提案
令和6年 1月	公布
1月～	市民等への周知
4月	施行